



広報

いながわ

平成13年(2001年) 7月12日 臨時号

町花
つつじ



町木
松



昭和46年4月1日制定

編集・発行 猪名川町役場町長公室広報広聴係

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 0727 (66) 8707 ファックス番号 0727 (67) 2255
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

選挙特集号

12日に公(告)示・29日に投票

兵庫県知事選挙・参議院議員通常選挙



投票のできる人

● 兵庫県知事選挙

町内で投票できる人は、昭和56年7月30日までに生まれた人で、平成13年4月1日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。

また、4月12日以降の県内市町間での住所移動者は、前住所地で投票することになります。この場合、新住所地で発行する「引き続き県内居住証明書」を提示し、前

辞職による兵庫県知事選挙並びに任期満了に伴う参議院議員通常選挙は、本日12日に公(告)示され、7月29日(日)が投票日になります。あなたの意見を国政や県政に反映するための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

● 参議院議員通常選挙

町内で投票できる人は、昭和56年7月30日までに生まれた人で、平成13年4月1日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。

なお、4月12日以降の住所移動者は、前住所地で投票することになります。この場合は、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

投票方法

参議院議員通常選挙では、候補者個人に投票する「選挙区選挙」と、候補者名または政党名のみを記した票を記載して投票する「比例代表選挙」の投票が行われます。兵庫県知事選挙とあわせて、3枚の投票用紙に記入していただきます。

投票所と入場券

投票所は裏面の表のとおり、町内14カ所に設置します。投票所入場券は、各家庭に郵送します。投票当日、あるいは、不在者投票時(未着の場合は不要)に持参ください。

なお、入場券がなくとも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は、新聞折込で配布します。新聞を購読されていない家庭には郵送します。選挙公報が7月25日までに届かないときは、町選挙管理委員会に連絡ください。

開票

開票は、投票当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および本町インターネットホームページで発表します。(ホームページアドレスは、広報紙上部に記載)

不在者投票

12日から役場で不在者投票開始。駅前不在者投票所は25日から投票当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない人は、あらか

じめ投票を済ませておく不在者投票の制度があります。場所および時間は、表のとおりです。なお、不在者投票には、入場券(到着の場合のみ)を持参ください。(印鑑は不要)

■ 病院での不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院(老人ホーム含む)に入院している人についても不在者投票制度がありますので、病院に問い合わせてください。

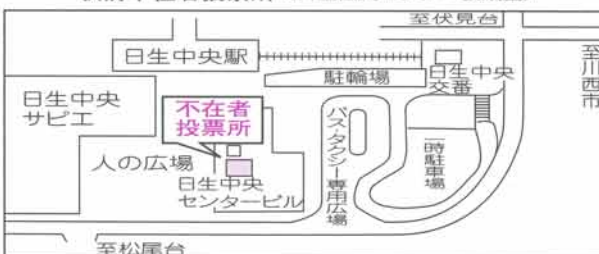
■ 郵便による不在者投票

この投票ができる人は、身体に重度の障害がある人で、郵便投票証明書の交付を受けている人です。「郵便投票証明書」の交付を受けている人には、投票用紙等請求書を郵送しますので、7月25日までに投票用紙の請求をしてください。問い合わせは、町選挙管理委員会(総務課内) 66・8708へ。

不在者投票一覧表

投票所	開設期間	時間
役場1階会議室	7月12日(木)～28日(土) (土・日曜・祝日含む)	午前8時30分～午後8時
日生住民センター会議室 (センタービル2階; 下図参照)	7月25日(水)～28日(土) (土曜日含む)	

駅前不在者投票所(日生住民センター会議室)



めいすいくんぬりえ大募集
明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん(明推くん)」のぬりえ完成作品を募集します。すべての応募作品は、投票日に応募者の該当する投票所に掲示します。左のぬりえをハガキに貼り、

めいすいくんぬりえ

おとこ	おんな
さい	

みんなの一票
たいせつに



29日は投票所へ行こう！ あなたの投票所はここです

町内14カ所の投票所で
7月29日午前7時から午
後8時まで投票ができま
す。投票所は、大字や各
地区内の有権者数と地理
的な要因によって決めら
れており、一覧表、地図
のとおりです。

投票時間は、 午前7時から午後8時まで

第2投票所



第1投票所



投票所一覧

投票区	投票所名称	区域(大字など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、 下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、 紫合
3	猪名川小学校体育館	柏梨田、上野、若葉
4	広根公会堂	広根、銀山、猪瀬
5	槻並自治会館	槻並
6	楊津小学校特別教室 (1階)	万善、木津、木間生
7	六瀬コミュニティセンター 憩いの部屋	朽原、林田、笹尾、清水 (のうち字平田、馬場、 長田の区域を除く)
8	大島小学校たんぽぽ教室 (1階)	清水(のうち字平田、馬 場、長田の区域)、清水 東、仁頂寺、島、鎌倉、 西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会室	柏原
10	猪名川台自治会館	差組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金
14	つつじが丘小学校体育館	つつじが丘

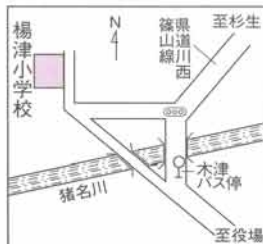
第4投票所



第3投票所



第6投票所



第5投票所



第8投票所



第7投票所



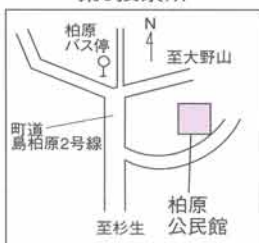
第11投票所



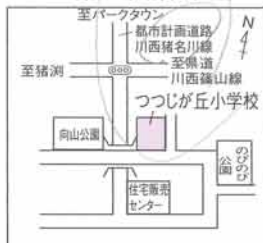
第10投票所



第9投票所



第14投票所



第13投票所



第12投票所



贈らない 求めない
受け取らない

3ない運動で明るい選挙を

公職選挙法では、政治家
や候補者または候補者にな
ろうとする人が、有権者に
「寄附」をすることを禁止し
ています。

また、有権者もこれらの
寄附を求めたり受け取った
りしてはいけません。

次の行為も選挙違反とな
ります。

▷政党、その他の政治団
体による氏名などの宣伝活
動(宣伝カー、ポスター、
ビラなど)

▷候補者などが有権者の
家を訪問し、投票依頼をす
ること。

▷選挙事務所での酒、ビ
ールなどの飲食物の提供
(法内での弁当、茶菓子除
く)

きれいな選挙は、正しい
民主政治の基礎です。ルー
ル違反がない有権者がし
っかり見守り明るい選挙を
実現しましょう。

明るい選挙って...?

